

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立南中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての生徒に向けた対応が求められます。いじめられた生徒は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会【生徒指導委員会】＞

構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会＞

構成員：いじめ防止対策委員

＋PTA会長・副会長、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、
学校教育相談員、御殿場警察署員、市教委生徒指導担当指導主事、児童相談所

3 いじめ防止等のための対策

（１）人権教育の推進

①道徳教育の充実

- ・自己肯定感を高める授業の構築
- ・教育活動全体を通じた人権尊重の精神や思いやりの心、心の通う人間関係の構築

②自尊感情を高める取組

- ・居場所のある学級経営

帰りの会等の日常的な活動内で、自分自身を大切に思うための機会を確保する

（２）生徒の自主的活動の場の設定

①ピア・サポート運動の実施

- ・カラー単位による縦割活動を中心とした関わり合い

②学級活動における各学級の話合い活動を活発化

- ・各学級の活動内容や課題を自分たちで決定したり、改善したりする機会の確保

（３）保護者や地域への啓発

①保護者との情報の共有

- ・学級・学年・学校だよりの活用
- ・PTA理事会、PTA総会・学年懇談会での周知、報告。

②地域との連携

- ・学校評価による取組の改善

- ・登下校状況の情報を収集

(4) いじめに関する教職員の研修

- ①生徒理解研修の実施（年2回）
- ②S Cによる研修会の実施（年1～2回）
- ③配慮を要する子供への支援
- ④O J T

(5) いじめの早期発見・早期対応

- ①いじめアンケートの実施（5年保存）
 - ・年7回実施（内3回は自宅に持ち帰り、封筒に入れて提出）
 - ・実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討
- ②日々の観察　～生徒がいるところには、教職員がいる～
 - ・休み時間や昼休み等、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける
- ③担任による教育相談の実施
 - ・年2回実施
- ④心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談の実施
- ⑤地域や外部機関との連携
 - ・日常的に連携して子供を守る体制作り
- ⑥生活アンケートの実施（長期休業明けに実施）

(6) いじめに対する措置　いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ①いじめの情報を受けた場合
 - ・些細な問題でも軽視することなく、すぐに生徒指導主事や管理職に報告する。
担当教師、担当学年を中心に情報収集、事実確認を行う。
- ②いじめの実態によって速やかに委員会を開催し、情報を共有する。
 - ・いじめに関与した生徒、保護者への対応を協議
 - ・学級、学年への対応を協議
- ③いじめられた生徒への配慮
 - ＜生徒に対して＞
 - ・事実確認とともに、今の気持ちを受け入れ、共感する。
 - ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・生徒の意向を汲みながら、安全で安心して学校生活を送れる場を提供する。
 - ・心のケアや日常生活のサポートを教職員で分担して行う。
 - ＜保護者に対して＞
 - ・発見したその日のうちに、事実を伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・継続して家庭と連携を図りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
 - ・家庭での生徒の変化に留意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。
- ④いじめた生徒への処置
 - ＜生徒に対して＞
 - ・事実確認を行い、いかなる事情があつたとしても、いじめは許されないことを伝える。
 - ・被害者生徒の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方についてしっかり考えさせる指導

を行う。

- ・いじめに至った原因を踏まえ、今後の生活を充実させるための支援を行う。

<保護者に対して>

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭に指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方を一緒に考え、具体的な助言をする。
- ・家庭との連携を図り、生徒の様子をについて情報交換をする。

⑤解消判断の要件

いじめが解消しているとは次の要件が最低3か月以上継続していることとする。

- ・いじめに係る行為が解消していること
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(7) 重大事態の定義（対処について）

いじめの重大事態とは、

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
(法第28条第1項第1号) 「生命・心身・財産重大事態」
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
(同第2号) 「不登校重大事態」

①調 査

重大事態が発生した場合には、御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が調査結果を基に重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する。

②各対応

- a いじめを受けた生徒・保護者対応
 - ・事実関係、その他必要な情報提供
- b 生徒対応（担当：生徒指導主事・学年主任）
 - ・臨時全校集会等の開催
- c 保護者対応（担当：教頭）
 - ・臨時保護者会の開催
- d 市教育委員会との連携（担当：教頭）
- e 報道機関対応（担当：教頭）
- f 警察対応（担当：生徒指導主事）

<いじめ基本方針の見直し>

本方針は毎年いじめ対策委員会において、見直しを行い、必要な措置を講じる。